

「自分らしく輝いて暮らせるまち」を目指して

「働きたい」を応援しています

障がいのある人で、「働きたい」という気持ちがありながら、さまざまな事情で仕事に就いていない人がいます。そんな皆さんのお話を聞き、就業と生活に関する支援を行うため、本年四月に保健福祉センターの一階に開設されたのが、「兵庫県阪神南障害者就業・生活支援センター」です。今回は、同センターの活動を通して「働きたい」気持ちを応援していく取り組みを紹介します。

就業・生活支援センターとは？

兵庫県阪神南障害者就業・生活支援センターは、厚生労働省と兵庫県の委託を受けて、障がいのある人の就業と生活の支援を行う事業所です。

「仕事に就いていない人だけでなく、仕事に就いたとしても、職場の人間関係がうまくいかない」「一人暮らしがしたい」という悩みを抱えているかたもいます。センターではサロン(内容は左に掲載)や社会性を学ぶ勉強会等も開催しており、「働きたい」希望をお持ちの人が、就職や生活の安定につながることを目指しています。

就職した人へのインタビュー

このたび、センターの支援により仕事に就かれた人にお話を伺いました。今回はその内容について紹介します。

お話を伺ったのは、本年五月から清掃会社のパート社員として、市役所で仕事をされている視障がいと知的障がいがある人です。

「仕事の内容を教えてください」
「朝七時から十二時までの勤務で、ベットの整理や市役所前広場の清掃。本の結束などを行っています」
「仕事をしていて感じているのは」

「市役所前広場のベンチの下に、空き缶やベットのゴミ、右目が少し悪いので気が付かないことがあります。気を付けて取り残さないようにしています」

「センターが開催しているサロンに参加して感じることは」
「朝六時には仕事で家を出ないといけないので、次の日の仕事を気にしながら行っていますが、参加すれば他の人の話が聞けて楽しいです」

「早朝からの仕事で大変ですが、現在まで無遅刻・無欠勤を続けているそうです」

「センターでは、就業支援の一環として仕事について考え、自分の適性について知るために職場体験を積極的に進めています。職場体験は就職活動を進める上で、働く意味や就労マナー等、多くのことを学ぶよい機会になっています。」

センターからのお願い

センターでは、就業支援の一環として仕事について考え、自分の適性について知るために職場体験を積極的に進めています。職場体験は就職活動を進める上で、働く意味や就労マナー等、多くのことを学ぶよい機会になっています。」



市役所前広場での清掃作業



開店準備の体験実習 / コーポデイズ芦屋店

そこでセンターからのお願いです。障がいのある人の職場体験実習を受け入れていただける会社やお店を探しています。また、期間の長短に関わらず、雇用を検討していただける会社やお店がありましたら、ご連絡をお待ちしています。助成金等の制度の説明など情報提供も行っています。

■受付時間 平日・午前九時～午後五時三十分
■場所 保健福祉センター一階
■問い合わせ ☎22-5085
FAX 32-7529

センターでの「サロン」

コミュニケーションをとることが苦手な人・充実した余暇生活を送りたい人同士の交流の場です。

- 開催日 月2回(隔週月曜) 詳しい日程は下記へ
- 目的 仕事・対人関係・生活の悩み、趣味・特技の話題など気軽に話ができる場所を作ること、より安定した社会生活につなぐため
- 内容 近況報告・その他の話題を自由に発言し合う

問い合わせ 就業・生活支援センター ☎22-5085

障がいのある人や家族の相談窓口を開設しています

障がい者相談支援事業

社会福祉士や精神保健福祉士の専門資格を持った4人の相談員が、障がいに関わるあらゆる相談に応じています。

- お気軽にご相談ください。
- 日時 平日・午前9時～午後5時30分
- 会場 保健福祉センター1階
- たとえばこんな相談

「障がい者手帳を取得したら、どんなサービスが受けられるのか」
「福祉サービスを受けられる事業所について、教えてほしい」
「障がいのある子どもの将来が心配」等



障がい者相談支援窓口

- * 障がい者手帳の有無に関係なく相談に応じます。
- * 相談は無料、秘密は厳守します。

問い合わせ 障害者相談支援 ☎31-0692/FAX32-7529/
☒sodanshien@ashiya-shakyo.com

権利擁護支援センター

障がいのあるかたや高齢者の権利を守るための相談事業等を実施しています。虐待・消費者被害・財産管理・金銭管理・成年後見制度の利用等の相談を行っていますので、ご利用ください。

- 日時 平日・午前9時～午後5時30分
- 会場 保健福祉センター1階
- たとえばこんな相談

「一人では契約ができないので、福祉サービスが利用できない」
「自分のお金を自分のために使えなくなっている」
「悪徳商法で物を買わされた」等
弁護士・司法書士等による「権利擁護専門相談(予約制)」も実施しています。ご希望のかたはお問い合わせください。

問い合わせ 権利擁護支援センター
☎31-0682/FAX31-0687/☒ashiya-asc@hn.pasnet.org

《「障害者」の「害」表記について》

市では、心のバリアフリーを推進するため、「障害者」等の「害」の字の表記については可能な限りひらがなで表記するか、ほかの言葉で表現しますが、国の法令や地方公共団体等の条例・規則等に基づく法律用語や固有名詞については、変更せずに引き続き「害」の字を使っています。

障がい団体の活動内容

障がいのある人や、保護者が「会」を結成し、研修会や親睦を深めるためのさまざまな活動を行っています。1人で悩まずに、まずは相談してみませんか？

芦屋市身体障害者福祉協会 問い合わせ 杉田(☎22-4598)	視覚・聴覚・言語・肢体・内部の、身体障害者手帳を持つ人の団体です。旅行やスポーツ、作品展や運動会に参加してきずなを深め、困ったときに声を掛け合える会を目指しています。
芦屋市身体障害児者父母の会 問い合わせ 木村(☎22-0827)	昭和38年設立。身体障がい児・者の育成と自立生活を支援し、福祉の推進と会員相互の親睦を図っています。療育相談・保護育成思想の普及等の事業も行っています。
芦屋市手をつなぐ育成会 問い合わせ 朝倉(☎31-0670)	療育手帳を持っている人と保護者の会です。障がいのある人が、地域で生き生きと暮らせるよう、より良い環境づくりに力を入れて活動しています。
芦屋家族会 問い合わせ 島(☎55-7702)	平成17年に発会した心に障がいを持つ人の家族の集まりです。17人と少数ですが、やわらかな支え合いを大切に、月1回の例会の開催とAMSC(芦屋メンタルサポートセンター)との合同紙「もく」を発行しています。

上記のほかにも、障がいのある人や家族を支える会があります。詳しくは、下記へ。

問い合わせ 障害福祉課 ☎38-2043/FAX38-2178